

同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は、西九州大学同窓会と称す。

第2条 本会は、本部事務所を佐賀県神埼郡神埼町尾崎、西九州大学内に置く。

第3条 本会は、会員相互の親睦交流を深め、母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、必要な地区に支部を置くことができる。

第2章 会員

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 正会員 西九州大学（旧佐賀家政大学）の卒業生及び役員会の承認を得たもの。
2. 準会員 西九州大学に在籍するもの。
3. 賛助会員 西九州大学の現・旧教職員。

第6条 本会に役員会の推薦によって、名誉会長、顧問を置くことができる。

第7条 会員にして住所を変更した場合は、1ヶ月以内に本部までその旨通知しなければならない。

第3章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 幹事長 1名
4. 幹事 若干名
5. 監事 2名

第9条 役員の資格並びに選出は次の通りとする。

1. 会長、副会長は、正会員から役員会で推薦し、総会で承認を得る。
2. 幹事及び監事は、正会員から総会で推挙する。
3. 幹事長は、幹事から選出する。

第10条 役員会の職務は、次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 幹事は、編集・庶務・会計その他の会務を分掌する。
4. 監事は、会計の監査に当たる。
5. 幹事長は、幹事の職務を掌握する。

第11条 役員の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。役員に欠員があるときは、現役役員により推挙する。新役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 事業

第12条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 会報の発行
3. 会員相互の連絡、交流その他社会活動の向上に資する事業。
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第5章 会議

第13条 本会の会議は、総会、三役会、及び役員会とする。

第14条 本会の総会は、次の通りとする。

1. 本会は、毎年1回総会を開く。会長は、必要と認めた場合には臨時総会を開くものとする。
2. 郵送による文書議事を総会に変えることができる。その場合、返送された数を出席会員数とする
3. 正会員の3%以上の会員の請求があった場合には総会を開くことができる。

第15条 総会は次の事柄を行う。

1. 前年度の収支決算報告及び本年度の予算承認。
2. 事業の報告並びに計画。
3. 役員の選定。
4. その他、必要と認められることがら。

第16条 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって議決する。可否同数の場合は、議長が決する。

第17条 本会の三役会は次の通りとする。

1. 三役会は、会長、副会長、幹事長で構成される。
2. 三役会は、毎月1回開催する。三役は必要と認めた場合、役員会を招集できる。

第18条 三役会は、次のことがらを行う

1. 本会の運営、活動、事業の立案、計画。

第19条 役員会は、3ヶ月に1度定例会を開催する。会長は、必要と認めた場合は、役員会を招集できる。

第20条 役員会は、次のことがらを行う。

1. 本会の運営、活動、事業の計画並びに審議並びに決議。
2. 総会開催の計画及び実施。
3. 本会の収支決算書及び予算案の作成。

4. 本会の基金の運営方法の審議並びに決議。
5. その他、会員または三役会から提出された議案の審議並びに決議。
6. 役員会の議事は、役員の過半数をもって可決する。可否同数の場合は議長が決する。

第6章 会計

- 第21条 本会の経常費は、会費・寄付金その他の収入による。
- 第22条 会員は、細則に定めるところにより会費を納入しなければならない。
- 第23条 既納の会費は、これを返還しない。
- 第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 支部

- 第25条 支部は、正会員30名以上を持って構成される。
- 第26条 支部には支部長を置く。支部長はその支部会員の推薦によって会長がこれを委嘱する。
- 第27条 支部長は、本会と支部との連絡を円滑にし、本会の目的達成に尽力するものとする。
- 第28条 支部には、細則の定めるところにより支部活動費を支給する。

第8章 会則の改正

- 第29条 本会則を改正するには、総会において出席会員数の過半数の賛同を得なければならない。
- 第30条 本会の事務細則は、役員会において定める。
- 第31条 本会の基金は、その設立を総会に図り、細則を役員会において定める。

付則

- 本会則は、昭和57年1月3日から施行する。
- この改正会則は平成6年7月30日から施行する。
- 〃 平成7年4月1日から施行する。
- 〃 平成8年4月1日から施行する。

細則

1. 正会員は、終身会費として16,000円を納めるものとする。

事務細則

1. 役員が出張を命ぜられたときは、役員会の承認を得てその宿泊交通費の実費を支

給する。

2. 同窓会活動の事務諸経費は、幹事長が決済する。
3. 役員に対し、役職手当を支給する。

支部細則

1. 支部長は、原則として同窓会総会に出席することを義務づける。なお宿泊費、交通費はその実費を支給する。
2. 支部は、前年度の収支決算報告書及び本年度の予算案を提出する。
3. 事業報告並びに計画案を提出する。
4. 支部役員の選定を報告する。
5. その他、本部より要請があった事項、並びに必要と認められる事柄を報告する。